オンラインゲームで高額課金トラブル

消費生活センターに寄せられる小学生、中学生、高校生での相談では、インターネットに関するトラブルが多くみられます。なかでも、オンラインゲームの課金トラブルでは、購入金額が数十万円から百万円を超える事例もあります。

相談事例

クレジットカードの利用明細に 覚えのない20万円の請求が上がっていた。中学生の息子に聞いたところ、息子本人のスマートフォンでオンラインゲームをしていて、ゲームの中でアイテムを複数回買っていたことがわかった。前に一度、私のクレジットカードを使ってアイテムを買ってあげたことがある。息子は、オンラインゲームのアカウントに成人の年齢を登録してしまったらしい。



オンラインゲームの利用については、アカウント登録の際に年齢確認があります。

未成年者が行った契約は、取消しができる場合がありますが(民法第5条)、年齢を詐称していると取消しの主張は難しいです。ゲームアカウントの設定では、正しい年齢で登録させましょう。

未成年であれば、利用可能な上限金額が設けられていることが一般的です。保護者も上限金額を確認しましょう。



保護者は、スマートフォンやクレジットカードの 管理について注意が必要です。

スマートフォンには、一度登録したカード番号等の決済情報が残る機能があります。保護者がそれに気付かず、子供が使ってしまい、高額課金になるトラブルが発生しています。

※2022年4月1日以降、民法の成年年齢は18歳に引き下げられます

困ったこと、不審に思うことがある場合は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。 <u>局番なし<mark>四188(消費者ホットライン)</mark>にかけると、お住まいのお近くの相談窓口につながります</u>。